

# 令和元年度 包括外部監査の結果の概要

## 1 監査テーマ

教育に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

## 2 テーマ選定理由

近年、学校教育を取り巻く環境が大きく変化し、これまで以上に優れた実践力や高い専門性を備えた教員の確保、学校施設の老朽化や児童生徒の急増地域における教室不足、教育分野における急速な ICT 化等に対応した適切な教育環境の整備等の、学校教育に関する様々な課題が生じている。

この状況の中、市教育委員会では「横浜教育ビジョン 2030」の具現化に向けたアクションプランとして「第 3 期横浜市教育振興基本計画」を策定し、多岐に渡る取組を実施している。

これらの施策の重要性を考慮し、その実施状況は包括外部監査人監査のテーマとして適切であると判断した。

## 3 監査の結果等

監査の結果、財務事務の執行及び経営に係る事業の管理にいくつかの課題が見受けられた。その内容を指摘（措置が必要と認められる事項）25 件及び意見（改善を要望する事項）40 件に取りまとめた（詳細は別添「令和元年度包括外部監査の結果に関する報告書」のとおり。）。

### (1) 監査対象局等

教育委員会事務局、公益財団法人よこはま学校食育財団

### (2) 監査対象期間

原則として平成 30 年度（必要に応じて平成 29 年度以前及び令和元年度も含む。）

### (3) 主な指摘及び意見（指摘 25 件中 3 件、意見 40 件中 7 件を抽出）

1	教職員の働き方改革	教職員の勤務時間の把握について 教職員の長時間勤務の分析について 教職員の業務内容の整理について	(教育政策推進課) (教職員労務課)	p.57
現 状	・ IC カードによる出退勤管理で在校等時間を勤務時間として把握しているが、校外勤務（地域行事等）について記録をつけていないため勤務時間としていないケースが見受けられた。 ・ 働き方改革プランにおける指標の達成状況を学校ごとに集計していない。 ・ 他の教職員では代替できない業務が存在するなど、個々の学校や個人の取組だけで教職員の業務内容を整理するのは限界がある。			
意見の要旨 (3 件)	勤務時間の適正な把握につとめるよう指導を行っていくとともに、時間外勤務の要因分析や業務内容の整理に関しては、教育委員会事務局で全体的な取組を推進していく必要がある。			
2	教員確保対策事業	旅費の精算について	(教職員人事課)	p.67
現 状	平成 29 年 11 月～平成 30 年 2 月の出張旅費 970,835 円を平成 30 年 10 月に支出処理している。担当者がまとめて処理しようとしたが失念し、年度末における予算執行残高確認でも処理が漏れていることに気が付かなかった。			
指摘の要旨	旅費はまとめて処理せず、毎月支出処理すべきである。さらに、年度末における予算執行残高の確認の際に処理漏れがないことをチェックすべきである。			

3	日本語支援推進事業	日本語支援推進事業における教材について	(小中学校企画課)	p.91
現 状	国際教室の担当教員は毎年 6~7 割が新たに担当する教員である。使用する日本語指導教材は、よく使われている教材のリストを参考に担当教員が選択している。			
意見の要旨	日本語指導に不慣れな教員が教材の選択から始めるのは効率が悪いいため、児童生徒の日本語レベルに応じた基本的な教材を一定程度統一して揃えることが望ましい。			
4	登校支援事業	ハートフルスペース鶴見の適切な配置について	(人権教育・児童生徒課)	p.97
現 状	ハートフルスペース鶴見の利用人数が他と比較して少ないが、学校の校舎内(本校とは公道を挟んだ別棟)に設置されていることがひとつの理由として考えられる。			
意見の要旨	不登校状態にある児童生徒に対して学校以外の安心できる場所を提供するという事業の趣旨を鑑みると、ハートフルスペース鶴見が学校の校舎内にある現在の状況は望ましいとはいえないため、早急に対応を検討されたい。			
5	学校給食物資購入委託事業	取引実態に合致しない契約形態及び支払形態の見直しについて	(健康教育課)	p.101
現 状	食育財団との委託事業契約のうち物資購入委託業務が、市及び食育財団が意図している「確定契約の分割払」ではなく、「概算契約の概算払+分割払」という契約内容になっている。			
指摘の要旨	取引実態から判断して市及び食育財団が意図している契約形態及び支払形態によることが合理的であると考えられることから、市は契約の見直しに向けて検討を進める必要がある。			
6	学校給食物資購入委託事業	食育財団の精算報告について市と食育財団との協議不足について	(健康教育課)	p.105
現 状	委託業務に係る精算報告の内容に関する市の理解が不十分である。			
意見の要旨	報告内容の理解を深めることで、事業実施の結果を翌年度以降の委託費の積算に反映させることが可能になると考えられる。そのため、食育財団から十分な説明を受けるとともに、翌年度以降の積算のためのより綿密な協議を行うことが望ましい。			
7	学校特別営繕費	状態監視保全における優先度の高い工事の早期実施について	(教育施設課)	p.131
現 状	学校施設を安全かつ良好な状態で維持するために実施している「状態監視保全」において、施設の診断・点検により「早期に措置が必要であるため優先度を上げていくもの」と判断された修繕工事の大半が、翌年度以降に持ち越されている。			
意見の要旨	状態監視保全による学校施設の長寿命化という市の方針に照らして、必要と判断された修繕が適時に実施されるよう、予算面での配慮が強く望まれる。			
8	市立学校における情報セキュリティ管理	情報セキュリティ検査の統一的な実施等について	(総務課)	p.169
現 状	情報セキュリティ管理規程により年 1 回実施することが求められている情報セキュリティ検査について、現地調査対象全校において実施されていない。			
指摘の要旨	情報資産管理者である学校長は、規程第 13 条第 1 項に基づき情報セキュリティ検査を少なくとも年 1 回は実施すべきである。			